

【裁判例紹介】

退職した従業員に対する競業避止義務違反に基づく 会社からの損害賠償請求が否定された事例

- REI 元従業員事件

(東京地判令和 4 年 5 月 13 日、労働判例 1278 号 20 頁)

細川 慈子 岸本 卓也
Aiko Hosokawa Takuya Kishimoto



Profile



Profile

【Point】・退職後の競業避止特約について、一般的な判断基準を踏襲し無効と判断した事例
・競業避止特約の作成に当たっては、裁判例が挙げる要素を総合的に検討することが重要である

【事案の概要】

本件は、システムエンジニア（SE）を企業に派遣・紹介する X 社の元従業員である Y が、X 社退職後 1 年以内に他企業に SE として就業したところ、X 社が、当該就業は Y との間で締結した競業避止特約に違反するなどとして、Y に対して損害賠償請求を行った事案です。当該競業避止特約は、Y の退職後に締結されたもので、Y が X 社に対し、退職後 1 年間にわたり、「(1)貴社との取引に関係ある事業者就職すること」、「(2)貴社のお客先に関係ある事業者就職すること」、「(3)貴社と取引及び競合関係にある事業者就職すること」及び「(4)貴社と取引及び競合関係にある事業を自ら開業または設立すること」を行わない旨を誓約していました。

【判断の概要】

裁判所は、まず、競業避止特約の有効性の判断基準について「従業員の退職後の競業避止義務を定める特約…によって守られるべき使用者の利益、これによって生じる従業員の不利益の内容及び程度並びに代償措置の有無及びその内容等を総合考慮し、その制限が必要かつ合理的な範囲を超える場合には、公序良俗に反して無効であると解するのが相当である。」と判示しました。

その上で、裁判所は、X 社の業務では、具体的な作業について派遣先等の指示に従うため、X 社がシステム開発等に関する独自のノウハウを有するものとは言えず、Y がそのようなノウハウの提供を受けた証拠もないため、本件の競業避止特約は、競業行為を禁止する目的・利益が明らかでないことを指摘しました。また、それに比して、競業が禁止される範囲が広範であり、その代償措置も認められないことからすれば、競業禁止義務の期間が 1 年間に留まることを考慮しても、その制限が必要かつ合理的な範囲を超える場合に

当たるとして、本件の競業避止特約が公序良俗に反し無効であると判示しました。

【検討・コメント】

一般に、競業避止特約は、①競業行為を禁止する目的・必要性、②退職前の労働者の地位・業務、③競業が禁止される業務の範囲・期間・地域、④代償措置の有無等を総合考慮し、その制限が必要かつ合理的な範囲を超える場合に、公序良俗に反して無効になると解されており（フォセコ・ジャパン事件（奈良地判昭和 45 年 10 月 23 日））、本裁判例でも、この判断基準が踏襲されています。

本裁判例は、1 年という競業避止義務の期間については比較的短いとして評価しているようではあるものの、X 社が Y の競業行為を禁止する目的・必要性が明らかでないにもかかわらず、競業が禁止される業務の範囲が広範であり、代償措置も認められないということを経総合考慮し、結論として競業避止特約を無効と判断しています。

競業避止特約の作成に当たっては、その期間等の設定に頭を悩ませることが多いと思いますが、上記判断基準からも明らかなどおり、その有効性は、各要素を総合考慮して判断されますので、競業避止義務の期間が短いからといって必ず有効になるというわけではありません。裁判例上、競業避止特約の目的・必要性が人材流出の阻止・教育や研修に費やした費用の回収に留まる場合には、競業避止特約が無効とされる傾向にある点にも留意が必要です。

競業避止特約の作成に当たっては、上記①ないし④の要素を意識し、先例を参考にしながら総合的に検討することが重要になります。疑問がある方は、弊所までお気軽にご相談ください。

以上

記事一覧に戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。